

監査報告書

令和元年5月20日

学校法人 相山女学園

理事会 御中

評議員会 御中

学校法人 相山女学園

監事 兵 藤 平

監事 篠 崎 桂 子

私たちは、私立学校法第37条第3項に基づく監査報告を行うため、学校法人相山女学園寄附行為第18条に従い、学校法人相山女学園の平成30年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）における財産目録及び計算書類を含めて、学校法人の業務及び財産の状況について監査を行った。

私たちは監査に当たり、理事会及び評議員会に出席するほか、私たちが必要と認めた監査手続を実施した。

学校法人の業務についての監査を行った結果、学校運営面においては、学校単位で次年度入学者をほぼ順調に確保しているが、小学校及び幼稚園で厳しい状況となっている点が引き続き懸念される。在籍する学生・生徒・児童・園児に対しては、各学校において学園の教育理念に基づき特色のある教育を施していることは評価できる。特に大学では、全学的な内部質保証推進体制を整備しつつ、中期計画に基づき、学士課程教育の質的転換を図るために「相山女学園大学改革アクションプラン」を継続的に策定し、教育課程の体系化、アクティブ・ラーニング、社会連携活動及びキャリア教育の推進、高大連携事業の拡充、国際化ビジョンに基づく海外協定校の増加など具体的な改革を行っていることは評価できる。大学院4研究科と7学部11学科を擁する女子総合大学として、今後もその使命の遂行に邁進していただきたい。高等学校・中学校・小学校・幼稚園においては各校の教育方針を掲げたうえで、その方針に基づき先進的な活動を教育課程に取り入れつつ、改善を図りながら伝統的な取組を継続して実施していることは評価できる。地域の保育・子育て支援に貢献している相山女学園大学附属保育園及び平成31年4月に設置した幼保連携型認定こども園を含め、0歳児から成人に至る教育を担う学園として一層の研鑽を期待したい。管理運営面においては、理事会及び評議員会を定期的に開催して、各学校の経営を確実に遂行するとともに、内部監査や管理・監査等のガイドラインに基づきコンプライアンスに努めており、学校法人としての社会的責任を果たしていることは評価できる。引き続き、事業計画に基づき事業を着実に実施し、それを自己点検・評価することによって、学園経営の健全かつ持続的な発展に努めることを期待する。

学校法人の財産状況についての監査を行った結果、平成31年4月開設の幼保連携型認定こども園を順調に整備した上で、キャンパス整備準備特定資産及び減価償却引当特定資産を増額し、既存の学校の将来における環境整備にも資金準備がされている事は特筆できる。財産目録及び計算書類においては、学校法人会計基準に基づき正しく処理されていることが確認できた。大学では、平成30年度も入学者を順調に確保していることにより、基本金組入前当年度収支差額には余裕があるが、引き続き教育環境の維持と向上に努めていただきたい。また、近年の大学の入学定員超過により一部の学部で経常費補助金の減額が続いていること、大学以外の学校では基本金組入前当年度収支差額が支出超過の状態となっている部門があり、さらに人件費比率も高い状況であるので、これらの点については改善に尽力していただきたい。

以上により、学校法人の業務及び財産に関して不正行為又は法令若しくは寄附行為に違反する事実がないことを認める。

以上